

「北区役所・北神区役所法律相談」 Q&A

NO	質問	回答
1	どういった内容が相談できるのか。	相続、借地・借家、金銭賃借、相隣関係などの法律相談ができます。
2	申込人数は何名までか。 市外(区外)からの申込は可能か。	1日定員は6名(1人25分)です。 法律相談の対象者は、神戸市民(市内在住、在学、在勤)の方(法人を除く)です。 北区以外の方も相談は可能です。
3	募集期間・開催日はいつか。定員はあるか。	【北区役所】募集期間は、開催前週の木曜日13時～開催当日の14時です。 開催日は、毎週水曜日(祝休日及び年末年始を除く)です。 定員は6名です。 【北神区役所】募集期間は、開催前週の木曜日13時～開催当日の10時です。 開催日は、毎週水曜日(祝休日及び年末年始を除く)です。 定員は6名です。 ※北区役所、北神区役所共に法律相談は前開催日翌日13時～先着順
4	先着か、抽選か。 抽選の場合、当落通知は送られてくるのか。いつま でに送られてくるのか。	先着順(6名)です。 申込みについてはインターネットでの申込となります。
5	受付開始(集合)・開場は何時からか。会場内は自 由席なのか。入退室は自由か。	【北区役所】受付は、北区役所7階地域協働課①番窓口で行いますので、予約された相談開始時 間の10分前には必ず済ませてください。 会場は、北区役所7階の相談室です。 【北神区役所】受付は、北神区役所6階地域協働課(北神中央ビル6階)で行いますので、予約され た相談開始時間の10分前には必ず済ませてください。 会場は、北神区役所6階(北神中央ビル6階)の大会議室です。
6	子どもを連れて参加できるか。未就学児は申し込み が必要か。	子ども・未就学児の同伴も可能です。
7	会場までの行き方。駐車場の有無	【北区役所】 最寄り駅は、神戸電鉄鈴蘭台駅です。 ベルスト鈴蘭台に併設されている有料駐車場(利用時間に応じて上限範囲内で地域協働課にて割 引処理を実施)をご利用ください。 【北神区役所】 最寄り駅は、神戸電鉄岡場駅です。 改札口を出て向かって右手に出ていただき駅前ロータリー左手に見えるビル内の北神区役所2階 (北神中央ビル2階)が受付窓口になります。 北神中央ビルに併設されている有料駐車場(利用時間に応じて地域協働課で割引処理を実施)を ご利用ください。
8	持ち物等は持っていく必要があるか。	特に持ち物は不要ですが、相談時間が25分となっておりますので、事前に相談内容をまとめたもの などがあればお持ちください。
9	天候による開催可否	原則、天候による開催中止はありませんが、災害発生時や悪天候等により交通機関が停止した場 合は開催を中止する場合があります。
10	その他の問い合わせ・担当所管課について	【北区役所】 北区役所地域協働課 電話:078-593-1111 【北神区役所】 北神区役所地域協働課 電話:078-981-5377
11	相談時間に遅れそうだ。	相談予約受付時間内に受付を終えていただければ、相談を受けていただくことはできます。ただし相 談予約受付時間内での相談となりますので、相談時間は短くなります。
12	事前に弁護士の名前を知りたい。	【北区役所】 弁護士のスケジュールの都合により急な変更があることもございますので、事前にお伝えするこ とはできかねます。相談後であれば、区役所地域協働課へお問い合わせください。 【北神区役所】 弁護士のスケジュールの都合により急な変更があることもございますので、事前にお伝えするこ とはできかねます。相談後であれば、区役所地域協働課へお問い合わせください。
13	以前相談を受けた弁護士と同じ弁護士に相談をした い。	弁護士は、兵庫県弁護士会からの派遣のため、同じ弁護士が毎回相談を受けるわけではありません。 同じ弁護士に相談したいということであれば、区役所まちづくり課で担当した弁護士の名前を確認し、お客様自身でインターネット等で連絡先をお探しやすく、兵庫県弁護士会総合法律センター(078-341-1717)等へお問合せください。
14	同じ相談をまたしたいが、できるか？ 他の相談窓口(区役所や市役所)で既に同じ内容の 事を3回相談済です。4回目の相談ですが、申込でき ますか？	原則として、1事案につき3回までとなっております。より多くの方にご利用いただけるように、初回 の方を優先する場合がありますことをご了承ください。
15	相談をすれば必ず解決するか？	市民法律相談は、相談を受け、今後どのような形で問題を解決していったらよいか、必要なアドバイ スを行う事を趣旨としており、必ずしも解決にいたるものではありません。
16	プライバシーは守られるのか。	神戸市と弁護士との契約の中で、「弁護士は相談者のプライバシー(個人情報)を守らなければいけ ない」としているため、ご安心ください。なお、弁護士は職務上の守秘義務があります。
17	本名を言いたくない。仮名でも良いか？	本名を言いたくない場合は仮名でも結構です。区役所での受付の際は仮名をお伝えください。